

議案第 18 号

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、消防団員等公務災害補償条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団員等公務災害補償条例（平成16年京丹後市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8, 900円」を「9, 100円」に改める。

別表中「12, 440」を「12, 500」に、「13, 320」を「13, 350」に、「10, 670」を「10, 800」に、「11, 550」を「11, 650」に、「8, 900」を「9, 100」に、「9, 790」を「9, 950」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害賠償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害賠償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

京丹後市消防団員等公務災害補償条例(平成16年京丹後市条例第220号)新旧対照表

現行	改正案																																						
京丹後市消防団員等公務災害補償条例	京丹後市消防団員等公務災害補償条例																																						
平成16年4月1日 条例第220号	平成16年4月1日 条例第220号																																						
第1条～第4条（略） （補償基礎額）	第1条～第4条（略） （補償基礎額）																																						
第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。	第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。																																						
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。																																						
(1) （略）	(1) （略）																																						
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。																																						
3・4 （略）	3・4 （略）																																						
第6条～第29条 （略）	第6条～第29条 （略）																																						
別表(第5条関係) 補償基礎額表	別表(第5条関係) 補償基礎額表																																						
(単位：円)	(単位：円)																																						
<table><tr><th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,440</u></td><td><u>13,320</u></td><td>14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,670</u></td><td><u>11,550</u></td><td><u>12,440</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>8,900</u></td><td><u>9,790</u></td><td><u>10,670</u></td></tr></table>	階 級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>	<table><tr><th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500</u></td><td><u>13,350</u></td><td>14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,800</u></td><td><u>11,650</u></td><td><u>12,500</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9,100</u></td><td><u>9,950</u></td><td><u>10,800</u></td></tr></table>	階 級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
階 級		勤務年数																																					
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>																																				
階 級	勤務年数																																						
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																																				
備考1・2 （略）	備考1・2 （略）																																						

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害賠償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害賠償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</u>